

アメリカ法における近時の実体・手続 識別論

太田幸夫

- I 序論
- II シェイデイ・グローヴ事件
 - 1 事実関係の概要
 - 2 判旨
 - 3 補足意見（複数意見）
 - 4 単独意見
 - 5 反対意見
- III 判例の潮流
 - 1 エリー判決とその後の合衆国最高裁判例
 - 2 本判決の位置付け
- IV 日本法との対比
- V 結語

I 序論

アメリカ合衆国は、周知のとおり、連邦国家であり、各州毎に司法機関があつて、それぞれが実体法と訴訟法を備えている。連邦自体にも司法機関（連邦裁判所等）があり、独自の実体法と訴訟法を備えている。このようにアメリカ合衆国の法体系は連邦と州間、各州間の衝突法の問題が絡み、かなり複雑である^{*1}。連邦の司法権の及ぶ事件（連邦事件）の範囲については、合衆国憲法第3編に規定されているが、その一つと

して、異なる州民間の訴訟があり、これを州籍相違事件 (diversity case) という*²。

州籍相違事件において連邦裁判所が適用する法は、実体法については、合衆国最高裁のエリー判決 (1938)*³以降、連邦裁判所の所在する州の衝突法理により適用すべき州法であるとされ、他方、手続法については、規則授權法*⁴に基づき合衆国最高裁により制定された規則、例えば第一審民事訴訟手続については連邦民訴規則 (1937) を適用すべきものとされている*⁵。

しかし、後に考察するとおり、適用する法規が実体法と訴訟法のいずれに属するかの識別は困難な場合が多く、合衆国最高裁の判例の流れを見ても統一的に理解する尺度を見い出せないように見える。その中で近時、州籍相違事件として連邦裁判所に提起されたクラス・アクションにおいて、クラス・アクションにより法定損害金を請求することを禁じたニューヨーク州法の規定が実体法として当該事件に適用されるか (被告の主張)、反対に当該州法は手続法であるとして連邦民訴規則23条により排除されるか (原告の主張) が争われた事件 (後掲シェイディ・グローヴ事件) が起き、合衆国最高裁は、2010年3月31日、上記ニューヨーク州法を手続法として連邦民訴規則23条による排除を認める判決を言い渡した。しかし、その評議結果は、5対4に分かれ、補足意見は、後述するとおり、内容により2名ないし3名の裁判官が加わるに止まり、また、判決の結論に賛成しながら反対意見に近い見解を述べる単独意見と反対

* 1 詳しくは、浅香吉幹・現代アメリカの司法5頁以下 (1999) 参照。

* 2 州籍相違事件の訴額は、連邦法 (28 U.S.C. § 1332) 上、7万5000ドル超 (クラス・アクションの場合、500万ドル超) とされる。

* 3 後記Ⅲ1〔1〕参照。

* 4 28 U.S.C. § 2072. 同条は、最高裁判所の手続規則制定権を定めたものである。同条(b)項前段は、規則について、実体的権利を縮小、拡大又は変更するものであってはならない旨定める。

* 5 なお、連邦裁判所の訴訟手続は、連邦民訴規則が制定されるまでは、制定法 (the Conformity Act of 1872) により、衡平法事件と海事事件を除いて、連邦裁判所の所在する州の手続法に従うものとされていた。田中英夫・英米法総論下627頁 (1980) 参照。

意見が付されている。そこで、本判決の内容を見ると共に、判例^{*6}の流れを必要限度で概観し、本判決がその中でどのように位置付けられるかを検討し、さらに日本法と対比して見ることにしたい。

II シェイディ・グローヴ事件

1 事実関係の概要

メリーランド州民であるソニア・ガルヴェス（第一審共同原告）は、2005年5月20日、交通事故に遭い、イリノイ州法人である整形外科病院シェイディ・グローヴ（第一審原告・控訴人・上诉人）において治療を受けた。ソニア・ガルヴェスはシェイディ・グローヴに対する治療費の一部の支払いに代え、ニューヨーク州法人である保険会社オール・ステイト（第一審被告・被控訴人・被上诉人）に対して有する自動車事故保険金請求権をシェイディ・グローヴに譲渡した。シェイディ・グローヴはオール・ステイトに対して保険金の支払いを求めた。ニューヨーク州保険法^{*7}によれば、保険会社は保険金の請求を受けた後30日以内に保険金を支払うか、支払拒否通知をすべきであり、支払期限後は月2%の割合による法定利息（遅延損害金）を支払うべきものとされていた。しかるにオール・ステイトは、支払期限後にシェイディ・グローヴに対して保険金の元金を支払ったが、法定利息の支払いを拒否した。そこでシェイディ・グローヴとソニア・ガルヴェスは、オール・ステイトから同様に法定利息の支払いを拒否された者らを代表して法定利息の支払いを求め、連邦民訴規則23条に基づくクラス・アクションを連邦ニューヨーク東部地裁に提起した。原告らの主張する同裁判所の管轄原因は、原告らと被告の州籍が相違し、訴額が500万ドルを超えるというものであった。

* 6 対象判例の中には、訴訟の中間での争いに関する裁判を含む。このような裁判は、わが国ではおおむね決定事項であるが、連邦最高裁規則41条では最高裁の裁判を法廷意見（Opinion of the Court）としており、判決と決定を区別していない。そこで、本稿においては、わが国の決定に相当する裁判を便宜上、判決と呼ぶ場合がある。

* 7 N.Y. Ins. Law § 5106(a).

ニューヨーク州民事実務法901条(b)^{*8}項は、法定損害金（法定利息を含むと解される）の回収のためにクラス・アクションを利用することを禁止している。そこでオールステイトは、同法を援用し、訴えの却下を申し立てた（この申立ての当否が本件における最重要争点である）。

第一審ニューヨーク東部地裁は、2006年12月15日、債権譲渡人であるソニア・ガルヴェスの当事者適格（standing）を否定すると共にシェイディ・グローヴの訴えについてオール・ステイトの上記州法に基づく妨訴抗弁を容れ、各訴えを却下した^{*9}。同判決に対しては、シェイディ・グローヴのみが控訴した。

控訴審の第二巡回区控裁は、2008年11月19日、シェイディ・グローヴの控訴を棄却した^{*10}。同判決に対し、シェイディ・グローヴは連邦最高裁に裁量上訴（certiorari）を申し立て、これが認められた。

合衆国最高裁は、2010年3月31日、原判決を破棄し、事件を原審に差し戻すとの判決を言い渡した^{*11}。裁判の評議結果は5対4に分かれた。法廷意見は、スカリア判事が執筆したものであるが、そのⅠとⅡAのみが法廷意見を形成し（ただし、Ⅰは事実関係を要約したに過ぎない）、ⅡBとⅡDにはロバーツ長官、トーマス及びソトマヨール各判事の計3名、ⅡCにはロバーツ長官及びトーマス判事の2名がそれぞれ同調する。スティーヴンズ判事は、判決の結論に賛成するが、法廷意見と異なる理

* 8 New York Civ. Prac. Law and Rules § 901(b). 以下、「901条(b)項」と呼ぶ。

* 9 Shady Grove Orthopedic Associates, P.A. v. Allstate Insurance Co., 466 F. Supp. 2d 467 (E.D.N.Y. 2006). 同判決は、法定損害金を求めるクラス・アクションを禁止するニューヨーク州法の規定は連邦民訴規則と抵触しないとする。

* 10 Shady Grove Orthopedic Associates, P.A. v. Allstate Insurance Co., 549 F. 3d 137 (2d. Cir. 2008). 同判決は、連邦民訴規則の存在は上記州法適用の妨げとならず、州法を排除すれば連邦裁判所へのフォーラム・ショッピングが起こるとする。

* 11 Shady Grove Orthopedic Associates, P.A. v. Allstate Insurance Co., 130 S. Ct. 1431 (2010). 本判決の理解に必要な限度で重要部分を意識するに留め、便宜、番号を付することとする。なお、本判決は、浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所 2009-2010開廷期重要裁判例概観」アメリカ法〔2010-2〕313頁以下で紹介されている。

由付けを単独で加えた。ギンズバーグ判事は、反対意見を述べ、これにケネディ、ブライア及びアリトー各判事の3名が同調する。

2 判 旨

- ① 〈民訴〉規則23条は、その(a)項に規定する基準（多数性、共通性、典型性及び代表者の適切性）を満たし、(b)項に規定する3カテゴリーの1に該当する限り、クラス・アクションを進行（maintain）できる旨規定している。この文言によれば、同規則は、一定の要件を満たす場合、原告にクラス・アクションを進行する権限を与える旨の絶対的規定を創設しているのである。〈中略〉このように、規則23条はクラス・アクションに関する問題を決定する一元的な方式（one-size-fits-all formula）を定めている。901条(b)項は、シェイディ・グローヴの訴えの場合、クラス・アクションとして進行できない旨定め、〈規則23条と〉同一の事項を扱っているのであるから、規則23条が権限逸脱（*ultra vires*）とされない限り、適用することはできない〔II A 第1段〕。
- ② 第二巡回区控裁は、901条(b)項と〈民訴〉規則23条は、異なる問題を扱っているから抵触しないとす。それは、規則23条は、あるクラスを認証する（certify）ことができ、そして認証すべきかを定める基準に関するものであり、他方、901条(b)項は、一定のタイプの訴えがそもそもクラス・アクションとして適格を有する（eligible）かどうかとの先行的要件を定めるものであるという。私たちは、この考え方に賛成しない。まず、適格性と認証可能性の間に引かれた線は完全に人為的である。両者ともクラスアクションを進行できる前提条件である〔II A 第2段・第3段〕。
- ③ 反対意見によれば、〈民訴〉規則23条は、クラス認証に関連する考慮事項と認証後の手続を定めることによりクラス訴訟の手続的側面を規律するのに対し、901条(b)項は、クラス訴訟の原告が追求できる金銭の額を定めるものであって、規則23条とニューヨーク法は矛盾なく両立できるという。〈中略〉しかし、901条(b)項は、その文言上、原告に対し、法定損害金の支払いを求めるクラス・アクションを進行することを禁止しているのである。適法に提起されたクラス・アクション

において損害賠償額の上限を定める法（あるいは、他の救済方法を除外するもの）とは異なり、901条(b)項は、裁判所がいかなる救済を与えるかについては何も述べず、対象となるクラス・アクションの存在を全く認めていない〔II A 第7段・第8段〕。

- ④ 州法の有する主観的意図に基づいて州と連邦の規定の抵触を決めようとする反対意見の手法は、より酷い混乱をもたらすに決まっている試みである。〈中略〉予測されることであるが、連邦の裁判官は、連邦のものに比べてより入手し難く、より不完全で、より精通しない州法の制定史を熟考することを余儀なくされることになるであろう〔II A 第12段〕。
- ⑤ 〈民訴〉規則23条は、疑いなく、いかなる原告にも、いかなる連邦の民事手続においても、規則の定める要件を満たす限り、クラス・アクションを進行する権限を与えている。その文言を、たとえ、無効とされそうな州法との抵触を回避するためであっても曲げて解釈してはならない。〈中略〉反対意見の手法が達成しようとしているのは、規則23条と901条(b)項の抵触を回避することではなく、901条の実体的政策に抵触する限り、規則授權法2072条(b)項^{*12}の適用により規則23条を無効とすることにある。したがって、私達は、規則23条が同法の授權の範囲内かどうかについて正面から判断しなければならない〔II A 第13段〕。

3 補足意見（複数意見）

〔スカリア判事。ロバーツ長官、トーマス、ソトマヨール各判事同調〕

- ① 私達は、永らく、〈規則授權法〉の制限は、規則が真に手続（すなわち、実体法により認められた権利義務を執行し、正しく救済を施し、その無視や違反を正す司法過程）を規律するものでなければならないことを意味すると解してきた。〈中略〉その基準とすべきであるのは、規則が当事者の実体的権利に影響するかどうかではない。〈中略〉重要なのは、規則自体が何を規律しているかである。もし規則が当事者

*12 注4参照。

の権利を執行する方法と手段のみを規律するのであれば、それは有効である。もし規則がこれらの権利を裁く判断基準を変更するものであれば、それは有効ではない〔Ⅱ B 第 2 段〕。

- ② この基準によれば、複合的訴訟（及び複合的な当事者による、又はこれらの者に対する訴訟）を許容する規則が有効であることも明白である。〈中略〉クラス・アクションは、伝統的な事件の併合（joinder）と同様、単に連邦裁判所が多数当事者の請求を、個別の訴訟によらず、一度に裁くことを可能にするだけである。そして、それは伝統的な事件の併合の場合と同様、法的権利義務をそのままとし、判断基準を変更するものではない〔Ⅱ B 第 4 段〕。
- ③ オール・ステイトは、クラス・アクションを許容することは、実体的に中立的ではない、すなわち、シェイディ・グローヴにクラス代表として訴えを提起するのを認めることは、500ドルの損害金の訴訟を500万ドルの損害金の訴訟に変容させるものであると主張する。〈中略〉しかしながら、オール・ステイトの責任の総額は、訴訟がクラス・アクションとして進行するかどうかにはかかっていない。〈中略〉比較的に小さい金額を求めるために個別に訴えを提起することを望まない者がクラス・アクションへの参加を選択するであろうことはまぎれもなく真実である。しかしながら、そのことはオール・ステイト又は原告らの法的権利とは何ら関係がない〔Ⅱ B 第 5 段〕。
- ④ オール・ステイトは、予備的な主張として、901条(b)項が手続規定であるとしても、それは実体的理由により定められたものであり、その目的は、訴訟手続自体の運営を改善することではなく、訴訟の結果（outcome）を変えることにあったと主張する。〈中略〉シバック判決^{*13}は、「もし、主張されているような権利の重要性を基準として採用すると、際限のない訴訟と酷い混乱を招くことになる。基準とすべきは、規則が真に手続を規律するものであるか否かである。」と述べた。ハナ判決^{*14}は、連邦の規則が〈規則〉授權法に適合するかと

*13 シバック判決（1941）につき、後記Ⅲ 1〔3〕参照。

うかは、規則を適用した結果でなく、規則自体を見ることにより評価すべきであるとして明らかに〈私達と〉同様の見解を示した〔ⅡB第6段・第7段〕。

- ⑤ 要するに、関係する州法の実体的又は手続的性格や目的ではなく、連邦の規則の実体的又は手続的性格が重要なのである〔ⅡB第8段〕。〔スカリア判事。ロバーツ長官、トーマス判事同調〕
- ⑥ 〈スティーヴンズ判事の〉意見について少しく述べたい。私達は、同意見が、第一に、連邦と州の規定が両立し得るか（各規定が異なる事項を扱っているか）どうかを決め、第二に、両立しないのであれば、連邦の規則が〈規則授權法〉2072条(b)項に適合するか否かを決めるとの枠組みを受け入れているものと理解する。〈中略〉同意見は、〈民訴〉規則23条と901条(b)項が抵触することを認め、ただ、第二の基準の点、すなわち、連邦〈民訴〉規則の適用が〈規則授權法〉2072条(b)項に違反するかの点で私達と見解が分かれる。同意見は、私達と同様、違反はないとするが、異なる理由によっている〔ⅡC第1段〕。
- ⑦ 同意見は、本件において、〈民訴〉規則23条が手続法であるからではなく、排斥する州法が実体的権利や救済に関する州の定義の一部として作用していないという意味で手続法であることを理由とするようである。〈中略〉同意見は、州の手続規定は、それが州法による実体的権利や救済と密接に関係し、又は十分に絡み合っている限り、排除（preempt）されないとする。この分析法は、私達が適用を決めた基準の基となったシバック判決と正面から抵触する。同意見は、シバック判決が同意見のような考え方を排除していないというのであるが、しかし、そうではない。州法の特異性によって結論を決める方法が実行不可能であることを認識したからこそ、シバック判決は、連邦の規則が真に手続を規制するものかどうかという単一の基準による規範を採用し、適用したのである〔ⅡC第2段・第3段〕。
- ⑧ 連邦の規則が実体と手続のいずれを規制するものであるかという単

*14 ハナ判決（1965）につき、後記Ⅲ1〔12〕参照。

一でしっかりした基準によらない説は、数百の難問を提起し、単一の連邦の規則と抵触する可能性のある無数の州の規定の実体法又は手続法としての性質について判断せざるを得なくさせる〔II C第8段〕。

〔スカリア判事。ロバーツ長官、トーマス、ソトマヨール各判事同調〕

- ⑨ 私達は、州の裁判所では進行できないクラス・アクションのために連邦裁判所の門戸を開けることがフォーラム・ショッピングをもたらすとの現実を認めざるを得ない。〈中略〉しかし、州法との相違は、フォーラム・ショッピングという付随的な結果を伴っても、連邦の手続の統一的な体系がもたらす避け難い（実際に、意図されたと言い得る）結果に過ぎない。連邦議会自体、同一の事件について、州の裁判所でなく、連邦裁判所に訴えを提起すると、異なる道筋を辿り得る可能性を設けたのである〔II D〕。

4 単独意見

〔スティーヴンズ判事〕

- ① 問題のニューヨーク州法901条(b)項は、同州の実体法に属しない手続規定である。従って、本件において連邦民訴規則23条が適用されるとのスカリア判事の意見に賛成し、〈法廷意見の〉I、II Aに同調する。しかし、州の訴訟規定であっても州の定義する権利と救済の一部として作用する限り、連邦裁判所が州籍相違事件において適用しなければならないものがあるとのギンズバーグ判事〈の反対意見〉にも賛同する〔前文〕。
- ② 〈州法と民訴規則との間の〉均衡を図ることは、州法の採った形式が伝統的に見て実体法と言われるものか、又は手続法と言われるものかではなく、むしろ、それが実際に州の実体的権利又は救済の構造の一部であるか否かに係っている。〈中略〉従って、この均衡を図るには、関係する州と連邦の規定を注意深く検討することが必要となる。〈中略〉州の手続規定が用語の普通の意味からして紛れもなく手続的であっても、実体的な結果に影響することがあり得るし、〈中略〉場合によっては、州が創設した権利又は救済と結び付けられ、そのためにそれが実体的権利又は救済の範囲を決めることもある〔I第5段・第

6段]。

- ③ 連邦の規則が実体的権利を縮小、拡大又は変更するように見られる場合、連邦裁判所は、当該規則について容認できない結果を避けるために合理的に解釈できるかどうかを検討すべきである。〈中略〉そしてそのような救済的解釈が不可能な場合、連邦裁判所は当該規則を適用することができない。〈中略〉それ故、連邦の規則は、その規則が、通常用語法からは手続的であっても、州〈法上〉の権利又は救済と絡み合い、州の創設する権利の範囲を限定する機能を有する州法の適用を排除しそうな場合、当該事件では適用することができない〔Ⅱ第4段〕。
- ④ スカリア判事は、概して容易に使える明白な規則を好まれるようであるが、そのような好みは、規則授權法について次善の解釈を許す根拠とならない。裁判所は、単純さという便宜のために法文と文脈を無視することができない〈Ⅱ第6段〕。
- ⑤ 901条(b)項は、明らかにかつ一義的にニューヨーク州法に基づく請求だけでなく、連邦法ないし他州の法に基づく請求にも適用される。ニューヨーク州の裁判所でこれと反対の解釈は存在しない。従って、901条(b)項が、形式は手続法であるが、ニューヨーク〈州法上〉の権利又は救済を定める機能を果たす規定であると解釈できると考えることは困難である〔Ⅲ第6段〕。
- ⑥ 〈901条(b)項について〉両様の妥当で競合する解釈があるが、私にはニューヨーク州の手続法典中にあり、訴えの基となった法源如何にかかわらず、クラス・アクションとして認証すべき要件を定める901条(b)項の生の文言こそ重視すべきことは明らかであると思われる。連邦の規則の適用を排除するには、州法の規定が表面上のものとは異なる可能性以上がなくてはならない〔Ⅲ第11段〕。

5 反対意見

〔ギンズバーグ判事。ケネディ、ブライア、アリトー各判事同調〕

- ① 法廷意見は、本日、500ドルの事件を500万ドルの賠償訴訟に変容しようとするシェイディ・グローヴの試みを是認するが、権利を創設し

た州がそのような錬金術を禁止している。もしシェイディ・グローヴがニューヨーク州の裁判所に訴えを提起したならば、同州の保険法5106条(a)項による〈月〉2%の割合による遅延損害金は、シェイディ・グローヴだけでは500ドルを超えるものにならなかった。シェイディ・グローヴは、代わりに連邦裁判所に州籍の相違を理由に訴えを提起し、クラス・アクションの認証を求めることにより、クラスとして500万ドルを超える法定利息を勝ち取ることを求めている。ニューヨーク州の立法府はこのような救済を阻止している〔前文第1段〕。

- ② 法廷意見は、情け容赦なく、〈民訴〉規則23条が法定損害金の請求可能性を制限するニューヨーク州法に優先するものと解釈する。しかしながら、私達の先例は、州法の適用を排除する前に、この抵触が実際に避け難いかどうかを問うべきであると警告している。〈中略〉もし法廷意見がそのような検討をすれば、規則23条が特定の金銭賠償を合理的に制限するニューヨーク州の正当な利益と衝突するものと読むことはなかった筈である〔前文第2段〕。
- ③ エリー法理の下、州籍相違事件を審理する連邦裁判所は州の実体法と連邦の手続法を適用すべきことが確立している。〈中略〉エリー法理の適用は、時に骨の折れる試みではあるが、次の二つの連邦制定法が道標となっている。第一に、裁判準則法 (the Rules of Decision Act)^{*15}は、連邦裁判所が州籍相違事件において実体法を生成させることを禁じている。〈中略〉当初、1789年制定の裁判所法 (the Judiciary Act of 1789) の一部として成立したこの制約は、連邦制度にとって高度に重要な指針となっている。〈中略〉第二に、1934年に制定された規則授權法は、連邦裁判所のために実務と手続に関する一般的な規則を定めることを認めたが、規則により実体的権利を縮小、拡大又は変更してはならないとの重大な制約を課している。〈中略〉〈民訴〉規則、特にその23条の適用範囲を解釈するに際しては、私達は、その

*15 28 U.S.C. § 1652. 同条は、州の法 (laws) が、合衆国憲法、条約又は連邦の制定法に異なる定めがない限り、連邦の裁判所において適用されることを定めている。

権限に課せられた制約に留意してきた〔I A第1段ないし第3段〕。

- ④ 要するに、ハナ判決の前後を問わず、当裁判所は、連邦裁判所に対し、連邦の規則について重要な州の利害に対する感受性と重要な州の規制策との抵触を避ける意志をもって解釈するよう注意してきた。法廷意見は、この手法から逸脱しており、〈中略〉連邦の規則を機械的に解釈することを支持し、州の利害に鈍感で、論争をもたらすものである〔I B第9段〕。
- ⑤ 901条(a)項は、クラス認証をするかどうかについて裁判所に裁量権を与えているが、同条(b)項は、法定損害金という特別の救済を求めるためにクラス・アクションを利用することを禁じている。この制限は、公平な訴訟行為や訴訟の効率を考慮して定められたのではない。実際、法定損害金の支払を求める訴訟では実損の個別立証が不要なため、クラス・アクションにはおそらく最も適しているのである。ニューヨーク州がそれより法定損害金の支払を求めるクラス・アクション手続を締め出すと決定したのは、明らかに実体的な目標を達成する手段として以外、殆ど意味がない〔I C第5段〕。
- ⑥ 901条(b)項の立法の沿革、最高裁判例の要点及び規則授權法による実体的権利に関する制限に留意するならば、〈原審〉第二巡回区控裁及び問題を詳細に検討したすべての地裁の判断と同様、〈民訴〉規則23条は、901条(b)項と抵触しないものと私は結論する。第二巡回区控裁が良く理解しているとおり、規則23条はクラス認証に関する考慮要素と認証後の手続を規定しており、当事者がクラス代表としての資格で訴える場合に特定の救済が利用可能かどうかについて規律するものではない。〈中略〉901条(b)項は、これとは対照的に後者の問題に係わっている。賢明に読めば、規則23条はクラスアクションの手続的側面を律し、州法がクラスアクション原告の追行できる金銭賠償の規模を統制することを許容しているのである〔I D第2段〕。
- ⑦ 〈民訴〉規則23条が901条(b)項による救済の抑制に係わらないとすることについて疑問があるとしても、それはハナ判決を含む〈一連の〉エリー法理によって晴らされる筈である。同法理は、連邦の規則を適

切に解釈するよう勧め、規則が及ぶと考えられる限りあらゆる状況に拡張適用することを戒めている。法廷意見は、規則23条を、他の法によりクラスとして扱う資格があるとされた訴えについてクラス・アクションとして認証するかどうかのみを律するものと読む理由はないという。〈中略〉反対に、パーマー、レイガン、コーエン、ウォーカー、ガスペリーニ及びセムテック各判決^{*16}は、請求する権利を創設した法規にこそ注意を向けるべき理由を提示している。〈中略〉救済規定を創設した州がクラス代表としての訴訟追行を禁じているのに、規則23条について救済を認めるものとして読むべき理由はあるであろうか〔I D第7段〕。

- ⑧ シェイディ・グローヴは、901条(b)項が民事訴訟手続を規律する民事実務法^{*17}中に規定されていることを理由に同条のクラス・アクション禁止を訴訟法として見るべきであると主張する。〈中略〉〈しかし、〉民事実務法中に規定されているということが決定的であるとは到底、言えない。ガスペリーニ判決で問題とされた規定は、エリー法理上は実体法とされたが、民事実務法中に5501条(c)項として存在している〔II第2段〕。
- ⑨ 901条(b)項〈の適用〉がニューヨーク州法の下で発生する請求権にのみ明確に限定されていないことは真実である。しかし、同規定が管轄区域外の法の下で発生する請求権に明示的に拡張適用されるものでもない。〈中略〉ニューヨーク州の立法者は、ニューヨーク州の原告と被告を想定し、あたかもニューヨーク州が全宇宙であるかの如く立法するものである〔II第4段・第5段〕。
- ⑩ 〈ガスペリーニ判決において、〉私達は、州法が訴訟法上の指示として構成されたが、州の目的は明らかに実体法的であったと述べた。ガスペリーニ判決の考え方は、本件にも全面的に当てはまるものである。

*16 パーマー (1943)、レイガン (1949)、コーエン (1949)、ウォーカー (1980)、ガスペリーニ (1996) 及びセムテック (2001) 各判決について、後記Ⅲ 1〔4〕、〔7〕、〔9〕、〔13〕、〔16〕、〔17〕各参照。

*17 注8参照。

クラス・アクションにおいて法定損害金を請求することを禁止することにより、901条(b)項は、かかる請求事件における被告の責任の上限を決めているのである〔Ⅱ第10段・第11段〕。

Ⅲ 判例の潮流

1 エリー判決とその後の合衆国最高裁判例

1938年に下された〔1〕エリー判決^{*18}は、前記Ⅰで述べたとおり、連邦裁判所が州籍相違事件において適用する実体法について連邦裁判所の所在する州の衝突法理により適用すべき州法であるとした。同事件は、ニューヨーク州法人である被告会社の運営する鉄道の線路沿いを歩いていたペンシルヴェイニア州民の原告が貨物列車と接触して負傷したことから原告が連邦裁判所に損害賠償を求める訴えを提起した事案である。第一審、第二審とも本件での適用法規は連邦の一般法（general law）であるとして不法侵入の抗弁を認めるペンシルヴェイニア州法の適用を排斥し、原告の請求を認めたが、合衆国最高裁は、それまでスウィフト判決（1842）^{*19}以降、連邦事件で長く認められていた一般法の概念を憲法違反として捨て、州法の適用を指示し、事件を原審に差し戻した。リード判事は、憲法違反との部分を除き、法廷意見に同調し、「手続法と実体法の境界線は不明確であるが、連邦の権限が手続法に及ぶことは何人にも疑いはない」と付言する。

エリー判決は、その後の裁判において適用法規が実体法と手続法のいずれに属するかの争点をめぐり、必ず参照すべき法理（The *Erie Doctrine*）として引用されることとなった。以下にその後の合衆国最高裁判例の流れを年代順に要点に絞って概観することとしたい^{*20}。

☆ ☆ ☆

1939年に下された〔2〕ダンラップ判決^{*21}は、テキサス州の土地に

*18 *Erie Railroad Co. v. Tompkins*, 304 U.S. 64 (1938). 邦語の評釈として、藤倉浩一郎ほか編・英米判例百選第3版30頁以下〔浅香吉幹〕（1996）がある。

*19 *Swift v. Tyson*, 41 U.S. (16 Pet.) 1. 邦語の評釈として、藤倉浩一郎ほか編・英米判例百選第3版28頁以下〔浅香吉幹〕（1996）がある。

関する権原確認訴訟において、権原の証明責任 (burden of proof) は衡平法審理における手続法として原告が負うとした第一審の判断を維持した第二審判決を破棄し、証明責任は実体的権利に関係するとして被告に証明責任を負わせるテキサス州法を適用すべきであるとした。

1941年に下された〔3〕シバック判決^{*22}は、人身損害を理由とする損害賠償請求訴訟において、被告が連邦民訴規則35条に基づいて原告に対する身体検査受検命令を申し立て、原告が第一審の発した命令に従わなかったため、法廷侮辱に当たるとして収容され、原告が不服を申し立てた事案である。第一審裁判所の所在するイリノイ州法では身体検査受検命令は許されていなかったが、事故発生地であるインディアナ州法では身体検査受検命令は許容されていた。原告の不服申立理由は、たとえ身体検査受検命令に関する連邦民訴規則の定めが手続に関するものであっても、人身の自由という重要で本質的な権利に影響する限り、規則授權法に違反し、無効であるという点にあった。合衆国最高裁は、「もし、主張されているような権利の重要性を基準として採用すると、際限のない訴訟と酷い混乱を招くことになろう。基準とすべきは、規則が真に手続を規律するものであるか否かである。」^{*23}と述べて連邦民訴規則の適用を是認した（但し、制裁の内容についての誤りを指摘し、事件を第一審に差し戻した。

1943年に下された〔4〕パーマー判決^{*24}は、マサチューセッツ州で発生した列車事故による損害賠償請求訴訟において、第一審裁判所（ニューヨーク州に所在する連邦裁判所）が陪審に対し、被告において原告に寄与過失 (contributory negligence) のあったことを証明する責

*20 エリー法理の展開を叙述した文献として、THE LATE CHARLES ALAN WRIGHT *et al.* HORNBOOK ON LAW OF FEDERAL COURTS 373 *et seq.* (7th ed. 2011) 及び JAMES E. PFANDER, PRINCIPLES OF FEDERAL JURISDICTION 132 *et seq.* (2d. ed. 2011) がある。

*21 *Cities Service Oil Co. v. Dunlap*, 308 U.S. 208 (1939).

*22 *Sibbach v. Wilson & Co.*, 312 U.S. 1 (1941).

*23 シバック判決のこの部分をシェイディ・グローヴ判決の補足意見（複数意見）が引用する。前記Ⅱ 3④参照。

*24 *Palmer v. Hoffman*, 318 U.S. 109 (1943).

任があると説示したことの適否が争われた事案である。第一審は陪審の評決に基づいて原告の請求を認容し、被告の控訴は棄却された。原告(被上告人)は同説示を連邦民訴規則8条(c)項の積極的防御方法(affirmative defense)に当たるから適法であると主張していたが、合衆国最高裁は、同条項はブリーディング(訴答)の方法を規定するに過ぎず、寄与過失の証明責任は、エリー法理により、州法の問題であるとし(すなわち、証明責任の問題を実体法に属するとした)、原告の請求原因はマサチューセッツ州制定法とコモン・ローに基づいており、上記説示はコモンローについては誤りであるが、制定法については誤りと言えず、被告の異議が両者を明確に区別していなかったため、原判決を破棄すべきではないとして被告の上告を棄却した。

1945年に下された〔5〕ヨーク判決^{*25}は、出訴期限法(statute of limitations)を実体法と同様に取り扱った事案である。原告は詐欺被害を主張して衡平法上の訴えを連邦裁判所に提起したところ、ニューヨーク州法上、コモン・ローと衡平法とを問わず、出訴期限が経過していたため、第一審は原告の訴えを却下したが、第二審は衡平法上の訴えについては出訴期限法ではなく、より緩やかな消滅時効(laches)が適用されるとして第一審判決を取り消した。合衆国最高裁は、実体と手続とは様々な問題において用いられるキーワードであるが、これらの語が用いられる特定の問題に応じて異なる変数を示すこと、エリー法理の趣旨は、法が裁判の結果(outcome)を決定付けるものである限り、連邦裁判所での裁判の結果と州の裁判所での裁判の結果が同じになるように保証することにあると述べ^{*26}、第二審判決を破棄した。ヨーク判決は、エリー法理の判断基準として結果決定基準(outcome determinative test)を

*25 Guranty Trust Co. v. York, 326 U.S. 99 (1945). 邦語の評釈として、伊藤正己ほか編・英米判例百選Ⅰ公法90頁以下〔木下毅〕(1978)がある。

*26 本判決は、引き続き、エリー判決の背景にある原理は、州外原告が同じ取引について偶々、連邦裁判所に提訴し、ワン・ブロック離れた州裁判所に提訴しなかっただけで実質的に異なる結果に導くべきでないとするものである旨説示する。この説示は有名であり、その後の判例等でよく引用される。

採用したものと知られ、以後の判例に一定の影響を及ぼした。

1947年に下された〔6〕エンジェル判決^{*27}は、州裁判所の却下判決が確定した後に同一内容の訴えを連邦裁判所に提起することが許されるかどうか争われた事案である。ヴァージニア州民の原告はノース・キャロライナ州民を被告として担保不足金の支払請求の訴えを当初、ノース・キャロライナ州の裁判所に提起し、第一審では勝訴したが、州最高裁は同州法により担保不足金請求の裁判権 (jurisdiction) がない場合に当たるとして第一審判決を破棄し、原告の訴えを却下した。原告は、連邦問題として合衆国最高裁に上告することなく、代わりに同一内容の訴えを同州に所在する連邦地裁に提起した。第一審は原告の請求を認め、控訴審もこれを是認した。しかし、合衆国最高裁は、エリー判決に言及し、州裁判所の確定判決は連邦裁判所にも既判力 (res judicata) が及ぶとして控訴審判決を破棄した。

1949年に下された〔7〕レイガン判決^{*28}は、ハイウェイ上の事故による損害賠償請求の訴えを連邦のキャンザス地裁に2年の出訴期限内に提起したが、訴状の送達が出訴期限後であった場合に関する事案である。第一審は、連邦民訴規則3条が訴訟の係属が提訴によって始まる旨定めていることを理由に出訴期限が遵守されたと認め、原告の請求を認容した。第二審は、出訴期限内に訴状が被告に送達されなければならないとするキャンザス州法をエリー法理に基づいて適用し、第一審判決を取り消した。合衆国最高裁は、上記ヨーク判決等を引用し、第二審判決を是認した。

1949年に下された〔8〕ウッズ判決^{*29}は、ミシシッピ州法が州内で活動する州外法人に送達受取人の指定を義務づけ、これを怠ると州内で訴権を行使できないと定めていた場合にその指定をしていなかったテネシー州法人がミシシッピ州法人を相手に不動産仲介手数料の支払いを求めてミシシッピ州に所在する連邦裁判所に訴えを提起したところ、

*27 Angel v. Bullington, 330 U.S. 183 (1947).

*28 Ragan v. Merchants Transfer & Warehouse Co., 337 U.S. 530 (1949).

*29 Woods v. Interstate Realty Co., 337 U.S. 535 (1949).

その訴えが上記ミシシッピー州法に照らして適法かどうか争われた事案である。第一審は、被告の申立てを受け、原告の訴えを却下したが、第二審は、原告は同州の裁判所において訴権を行使できないものの、連邦裁判所に訴えを提起することは許されるとして第一審判決を取り消した。合衆国最高裁は、エリー判決及びそれ以降の最高裁判例を引用し、訴権を否定するミシシッピー州法の適用を認め、第二審判決を破棄した。

1949年に下された〔9〕コーエン判決^{*30}は、州籍相違事件である株主代表訴訟において法廷地のニュージャージー州法により立保証が要求されるか、あるいは連邦裁判所において同州法は適用されないかが争われた事案である。第一審は、同州法が提訴後に成立したことから遡及適用が認められないとして立保証命令の申立てを否定した。第二審は、同州法の適用を認め、原裁判を取り消した。合衆国最高裁は、同州法の内容について、単に訴訟費用の負担を超え、会社や他の被告に生じた損害の賠償責任を定めた実体的な規定であるとしてエリー法理を適用し、第二審の判断を維持した。本判決におけるダグラス判事の反対意見は、同州法の立保証規定は訴訟法規であって、連邦裁判所では適用されないとするものである。

1956年に下された〔10〕バーンハート判決^{*31}は、労働契約に仲裁条項が付されていた場合に仲裁に関して適用すべき法は州法か、連邦法かという問題を扱った事案である。問題の労働契約はニューヨーク州内で締結されたが、原告はヴァーモント州に転勤し、その後、解雇され、使用者である被告に対する損害賠償請求の訴えを同州の裁判所に提起した。事件は当事者の州籍が相違することを理由に同州に所在する連邦地裁に移送された。被告は、上記仲裁条項に基づき、訴訟手続の停止を申し立てた。第一審は、エリー法理を適用し、ヴァーモント州法によれば仲裁契約は仲裁判断が出る前であれば何時でも撤回できることを理由に被告の申立てを却下した。抗告審は、仲裁は手続の問題であるから連邦仲裁

*30 Cohen v. Beneficial Indus. Loan Corp., 337 U.S. 541 (1949).

*31 Bernhardt v. Polygraphic Co. of America, Inc., 350 U.S. 198 (1956).

法が適用され、これによれば仲裁手続のために訴訟手続の停止が認められるとして第一審の裁判を取り消した。合衆国最高裁は、エリー法理を適用し、仲裁条項に関し州法を適用すべきであるとしたが、労働契約においてニューヨーク州法に従う合意があったとの被告の主張があり、第一審がヴァーモント州の衝突法を検討したかどうか不明であるとして、事件を第一審に差し戻した。

1958年に下された〔11〕バード判決^{*32}は、ノース・キャロライナ州民の原告がサウス・キャロライナ州法人を相手に労災事故による損害賠償を求める訴えを同州に所在する連邦裁判所に提起したが、同州法によれば、労災事故については産業委員会（the Industrial Commission）が決める補償のみを受けることができ、損害賠償請求訴訟は許されず、同州法適用の可否については、裁判権の問題として、陪審でなく、裁判所が決するとされていたことから、原告の訴えの適否が争われた事案である。第一審は、陪審審理を経て原告を勝訴としたが、第二審は、これを取り消した。合衆国最高裁は、合衆国憲法修正7条の趣旨に徴し、連邦の訴訟実務上、事実認定について陪審に割り当てられている役割は本質的な要素であること、陪審審理を経ようが、裁判所の判断によろうが、異なる結果が生じるとは考えられないことを理由にエリー法理の適用を否定して第二審判決を破棄し、他の争点について判断させるため、事件を第二審に差し戻した。バード判決は、エリー法理の判断基準として衡量基準（balancing test）を採用したものとして知られる^{*33}。

1965年に下された〔12〕ハナ判決^{*34}は、交通事故を理由とする損害賠償請求の州籍相違事件において被告である遺言執行者（被相続人が加害者とされる）に対する訴状の送達が連邦民訴規則^{*35}に基づき、被告

*32 Byrd v. Blue Ridge Rural Electric Cooperative, 356 U.S. 525 (1958).

*33 See Geoffrey C. Hazard, Jr. *et al.*, Pleading and Procedure 516 (2009).

*34 Hanna v. Plumer, 380 U.S. 460 (1965). 邦語の評釈として、藤倉浩一郎ほか編・英米判例百選第3版32頁以下〔曾野和明執筆〕(1996)、田尾桃二・アメリカ法〔1967-1〕149頁以下がある。

*35 当時の連邦民訴規則4条(d)(1)、現在の同規則4条(e)(2)。

の家族に交付する方法で行われたが、連邦裁判所の所在するマサチューセッツ州法によれば1年以内に訴状を遺言執行者本人に直接交付する方法によらなければならないとされていたため、被告が出訴期限が経過したとして訴えの却下を求めた事案である。第一審は、略式判決 (summary judgment) により被告の申立てを認めた。第二審は、原告の控訴を棄却した。これは、第一、二審とも本件の争点がエリー法理を適用する上で実体に関するものと解したことによる。合衆国最高裁は、エリー法理の適用基準とされる結果決定基準はお守り (talismán) ではなく、州法と連邦法のいずれかを選択するに際し、エリー法理の背後にある政策を見なければならないこと、エリー法理の目的は、フォーラム・ショッピングを防止することと法の不公正な執行を避止することの2点にあること、実体と手続の境界線は法的文脈によって変わること、〈連邦〉裁判所は連邦の規則を適用するよう指示されており、規則が規則授權法の範囲を超えず、又は憲法上の制限に違反しないとの判断に誤りがあった場合のほか、その指示を拒否できないこと等を判示し、本件の送達において適用された連邦民訴規則の効力を認め、原判決を破棄した。

1980年に下された〔13〕ウォーカー判決^{*36}は、ヨーク判決、レイガン判決と同じく、出訴期限法 (statute of limitations) を実体法と同様に取り扱った事案である。問題のオクラホマ州法は、出訴期限内に訴状を被告に送達すべきことのほか、訴状を裁判所に提出した日から60日以内に訴状が被告に送達されれば、訴状の提出日を出訴期限の基準日とする旨定めていた。オクラホマ州民の原告は、同州外の被告が製造した商品により負傷したと主張して損害賠償請求の訴えを出訴期限内に提起したが、訴状が被告に送達されたのは期限を104日経過してからであった。第一審は、原告の訴えを出訴期限の徒過を理由に却下し、第二審は原告の控訴を棄却した。原告は、上告し、出訴期限法を実体法として扱ったレイガン判決の法理は、その後、訴状の送達方法に関して下されたハナ判決により変更されたと主張したが、合衆国最高裁は、連邦民訴規則

*36 Walker v. Armco Steel Corp., 446 U.S. 740 (1980).

3条とオクラホウマ州法との間に矛盾はないからハナ判決とは事案が異なると述べ、エリー法理及びレイガン判決にならない、州の出訴期限法が適用されるとした。

1987年に下された〔14〕バーリントン判決^{*37}は、濫控訴に対するアラバマ州法の制裁規定が連邦控訴手続規則（Federal Rules of Appellate Procedure）37条（現38条）の濫控訴制裁規定と抵触するか否かが争われた事案である。自動二輪事故で負傷した原告2名は被告に対する損害賠償請求の訴えをアラバマ州の裁判所に提起したが、事件は当事者の州籍相違を理由に連邦裁判所に移送された。第一審は、合計30万5000ドルの請求認容判決を下した。被告は控訴すると共に第一審判決の執行停止を申し立てた。第二審は、被告の控訴を棄却し、被告に対し、アラバマ州法に基づき、制裁金として第一審認容額の10%である合計3万0500ドルを原告らに支払うよう命じた。被告は、上告し、その理由として、原制裁金支払命令は合衆国憲法の平等保護条項、適正手続条項に違反すること、州法の制裁規定は、手続法であるから、連邦裁判所では適用されないことを主張した。合衆国最高裁は、違憲の主張には触れず、濫控訴に対する州法の制裁規定と連邦控訴手続規則38条は抵触し、手続法として後者が優越するとして原裁判を破棄した。アラバマ州法では金銭債権に関する訴訟で敗訴した者が控訴し、控訴が棄却されると敗訴額の10%を制裁金として被控訴人に支払うよう命ずる裁判が下され、制裁金の算定について裁判所に裁量の余地はない。これに対して連邦控訴手続規則では、控訴審は裁量により濫控訴の損害額を算定する。合衆国最高裁は、濫控訴の制裁規定を手続法と見て州法と連邦規則との抵触を認めた。

1988年に下された〔15〕ステュワート判決^{*38}は、専属的管轄合意につき否定的なアラバマ州法と裁量移送を認める連邦法のいずれを適用すべきかが争われた事案である。アラバマ州法人の原告はニュージャー

*37 Burlington Northern v. Woods, 480 U.S. 1 (1987).

*38 Stewart Organization, Inc. v. Ricoh Corp., 487 U.S. 22 (1988).

ジー州に拠点を置き、コピー機を製造する被告との間で販売店契約を締結していた。同契約には、両者間に契約をめぐる紛争が起きた場合にはニューヨーク市のマンハッタンに所在する裁判所を専属的管轄とする合意があった。原告は、被告に債務不履行があったとして、アラバマ州所在の連邦裁判所に提訴した。被告は、上記専属的管轄規定を援用し、連邦法 (28 U.S.C. § 1404(a))*³⁹に基づき、事件をニューヨーク南部地裁に移送するよう申し立てた。第一審は、アラバマ州法に基づき、移送申立てを却下した。第二審は、州籍相違事件における裁判地 (venue) の問題は連邦法により判断すべきであるとして第一審の裁判を取り消した。原告が上告したところ、合衆国最高裁は、管轄の合意に基づく移送の可否という同一の問題点に適用される連邦法があれば、連邦法が州法に優先し、管轄の合意があることは上記連邦法の一考慮要素として判断すべきであると述べ、原告の上告を棄却した。

1996年に下された [16] ガスペリーニ判決*⁴⁰は、陪審による損害額に関する評決に関し、ニューヨーク州法*⁴¹では、評決額が合理的な損害額から実質的に逸脱している (deviates materially) 場合、控訴審に再審理を命ずる権限を与えているのに対し、連邦憲法修正7条が、連邦の裁判所は、コモン・ローの基準によらない限り、陪審による判断を再審査してはならない旨定めていることから、州籍相違事件において上記ニューヨーク州法が適用されるか否かが争われた事案である。カリフォルニア州民である写真家がニューヨーク州法人に中米で撮影したスライド写真300枚を貸与したところ、紛失されたので、契約違反等を理由に連邦のニューヨーク南部地裁に提訴した。陪審は損害額について、写真1枚当たり1500ドル、合計45万ドル相当との評決を下し、同地裁は被告に45万ドルの支払いを命じた。被告の再審理 (new trial) の申立ては却下された。第二審は、原告が有していた写真の価値を、50枚は各

*39 同条項は、当事者と証人らの便宜を図り、正義を実現するため、事件を他の地裁に移送することができる旨定めている。

*40 *Gasparini v. Center for Humanities, Inc.*, 518 U.S. 415 (1996)

*41 N. Y. Civ. Prac. Law and Rules (CPLR) § 5501(c).

1500ドル、250枚は各100ドル、合計10万ドル相当であると判断し、上記ニューヨーク州法に基づき、再審理を命じた*42。合衆国最高裁は、上記ニューヨーク州法は手続上の指示を含んでいるが、損害額を規制する点で実体的でもあるとし、第一審で再審理の申立てについての判断をし直す機会に陪審の評決に実質的な逸脱があったか否かを審査させるのが相当であるとして原判決を破棄した*43。

2001年に下された〔17〕セムテック判決*44は、州の出訴期限法を適用して原告の訴えを却下した連邦裁判所の確定判決が他州の裁判所で再訴を排除する効果を有するか否かが争われた事案である。原告は、被告の契約違反等を理由にカリフォルニア州の裁判所に訴えを提起し、事件は州籍の相違を理由に同州に所在する連邦裁判所（カリフォルニア中部地裁）に移送された。第一審は、同州の2年の出訴期限法を適用し、訴えを却下する決定を下し、その中で再訴禁止（with prejudice）を宣言していた。原告の抗告は棄却された。原告は、3年の出訴期限法を有するメリーランド州の裁判所に従前と同じ内容の訴えを提起した。第一審は連邦地裁決定が再訴に対して既判力（res judicata）があるとして原告の再訴を却下する決定を下し、第二審は原告の抗告を棄却した。合衆国最高裁は、出訴期限の徒過は裁判所による救済を否定するだけで、実体的権利に影響がないこと、州籍相違事件における連邦裁判所の却下判決の請求排除効（claim-exclusive effect）については連邦コモン・ローの適用があり、その内容としては、州籍相違事件においてエリー法理により州の実体法が適用される以上、統一的な連邦の規則*45は不要であること、そして、却下したのが州裁判所であるか連邦裁判所であるかを

*42 第二審は、原告が10万ドルの賠償に応じないことを条件として再審理を命じた。この手続は、コモン・ロー上のremittitur(損害額縮減決定)に準じたものと見られる。

*43 なお、本判決は、上記ニューヨーク州法が連邦憲法修正7条に抵触するとの原告の主張について、控訴審が原審の判断に裁量権の逸脱があるかどうか判断するのは法律問題であるから修正7条違反はないとした。

*44 Semtek International Inc. v. Lockheed Martin Corp., 531 U.S. 497 (2001).

*45 被告は、連邦民訴規則41条(b)項の適用による請求排除効を主張していた。

問わず、同じ請求排除効（州法）によって事件の実体について全国的な統一が果たされることを述べた上、本件の前訴決定が再訴禁止を宣言しているにもかかわらず、それは前訴の裁判所（キャリフォルニア中部地裁）での再訴を禁止したに過ぎないと解されるから、メリーランド州での再訴を否定した原決定は誤りであるとして原決定を破棄し、事件を差し戻した。

2 本判決の位置付け

上記Ⅲ 1においてエリー判決とその後の関連判例を年代順に概観した。ここで以下に改めてエリー判決後に合衆国最高裁が手続法として連邦法を適用すべきであるとした判例をA群とし、実体法又は実体的効果を有するとして州法を適用すべきであるとした判例をB群として並べて見る。そして、これらの判例の後に下された本判決（シェイディ・グローヴ判決）は、A群に属するものである。

【A群】

- 〔3〕 シバック判決（身体検査受検命令）
- 〔11〕 バード判決（労災訴訟における陪審の必要性）
- 〔12〕 ハナ判決（連邦民訴規則による補充送達→出訴期限遵守）
- 〔14〕 バーリントン判決（濫控訴に対する制裁）
- 〔15〕 スチュワート判決（専属的合意管轄に基づく移送の可否）

【B群】

- 〔2〕 ダンラップ判決（土地所有権の証明責任）
- 〔4〕 パーマー判決（寄与過失の証明責任）
- 〔5〕 ヨーク判決（出訴期限の徒過）
- 〔6〕 エンジェル判決（州裁判所による却下判決の既判力）
- 〔7〕 レイガン判決（出訴期限の徒過）
- 〔8〕 ウッズ判決（送達受取人を指定しない州外法人の訴権否定）
- 〔9〕 コーエン判決（株主代表訴訟における立担保）
- 〔10〕 バーンハート判決（仲裁条項）
- 〔13〕 ウォーカー判決（出訴期限の徒過）

- [16] ガスベリーニ判決（損害に関する評決額の審査基準）
 [17] セムテック判決（却下判決の請求排除効）

B群に属する判例を見ると、対象となった事項が字面上は手続法に属すると思われるもの（例えば、既判力に関するエンジェル判決、送達受取人を指定しない州外法人の訴権を否定するウッズ判決、評決額の審査基準に関するガスベリーニ判決、却下判決の請求排除効に関するセムテック判決等）があるが、その適用が実体的効果に結び付けられていることを理由として、エリー法理上、実体法に準じ、州法が適用されたのである。出訴期限法の適用については、原告の当該州での訴権を失わせるが、実体的権利に影響がないとしつつ（[17] セムテック判決）、裁判結果に影響するから州法を適用すべきであるとしてB群に属し（[5] ヨーク判決等）、他方、送達方法に関する規定の違いにより出訴期限法の適用結果が変わる場面でありながら、連邦民訴規則を適用すべきであるとしてA群に属するものがある（[12] ハナ判決）。このようにエリー法理の適用は、なかなか線引きが難しく、結果決定基準（[5] ヨーク判決）、衡量基準（[11] バード判決）といった固定的な考えでは統一した説明が難しい面がある。

本判決は、前記Iで述べたように、5対4の評議によるものである。判決文は全体として長文であるにもかかわらず、純粹に法廷意見と言えるスカリア意見のII Aはごく短いもので、連邦民訴規則23条とニューヨーク州の901条(b)項が訴訟法規として抵触するとの判断を簡潔に示したに過ぎない。スカリア意見のその余の部分は補足意見となるが、前述したとおり、そのII BとII Dに3名の裁判官（最高裁長官を含む。以下、同じ）、II Cに2名の裁判官がそれぞれ同調する。そのII Cに加わらなかったのはソトマヨール判事である。そのII Cは、スカリア判事がスティーヴンズ判事の単独意見に反論を加えた部分であり、ソトマヨール判事がこの部分に同調しなかった意図が問題となるが^{s*46}、同判事はスティーヴンズ判事の単独意見に明示的には同調しなかったのであって、その意図は不明であると言うほかない。それより、スティーヴンズ判事

の単独意見は、上記の法廷意見に賛成しながら、4名の反対意見と同様、連邦法と対立する州法の内容の実体法的性質を見極めようとしている点
が注意を惹く。この理論に限って見れば、到達する結論は別として、反
対意見の方が過半数を占めることとなる^{*47}。

本判決の結論は、クラス・アクションに関する連邦民訴規則の優位性
を確認した単純なものであるが、理由説示に至っては、上記のとおり多
数的見解といえるものではなく、新たな法現象についてエリー法理を適用
する際に役立つような指針が明確に示されたとは言いがたい。しかし、実
務的な感覚からすれば、エリー法理を事案に当てはめて考える上で、法
廷意見の方が反対意見より単純な分、明解であり、混乱が少ないと思わ
れる。

なお、本判決の補足意見（複数意見）は、民訴規則の優位性を根拠付
ける判例として、シバック判決とハナ判決を引用するが（上記Ⅱ3④）、
少なくともシバック判決において連邦民訴規則が抵触するかどうか問題
となったのは州法とではなく、規則授權法との関係であったことに留意
を要する。

IV 日本法との対比

エリー法理は、上記のとおり、アメリカの連邦裁判所が審理する州籍
相違事件において、実体については州法を、手続については連邦法を適
用するという原則である。類似する法現象は、国際私法分野でも存在
する。それは、涉外事件において、実体法については法廷地の抵触法に
よって決定される準拠法（*lex causae*）により、手続法については法廷
地法（*lex fori*）によるとの法理である^{*48}。わが国における涉外事件では、
実体法については法の適用に関する通則法（同法制定前は法例）により
適用法が決められ、手続法については明文の規定はないが、法廷地法と

*46 浅香吉幹ほか・前掲（注11）316頁は、ソトマヨール判事がスティーヴンズ判
事の意見に親近感を持った可能性について言及する。

*47 See *The Supreme Court, 2009 Term-Leading Cases*, 124 Harv. L. Rev. 179, 324
(2010)..

してわが国の民事訴訟法等の手続法が適用される^{*49}。これらの点に関するわが国の裁判例は多くない。

まず、東京地判昭37.7.20下民集13巻7号1482頁、判時311号20頁^{*50}は、交通事故の被害者の日本人が加害者であるキャンザス州民に債権者代位して同人が加入するニューヨーク州法人である保険会社に保険金の請求をした事案であるが、「債権者代位権に関する規定は、〈中略〉債権者が、自己の名に於て、債務者に属する権利を、訴訟上追行し得る権利を付与する、訴訟上の規定と解釈する」として民法423条の債権者代位権を法廷地の訴訟法規と位置付けた（請求認容）。

次に、東京地判平10.5.27判時1668号89頁は、ドイツ法人が日本法人に対して継続的売買契約の債務不履行及び不法行為に基づき損害賠償を求めた事案であるが、契約責任の有無については、旧法例を適用して行為地法であるドイツ法により、証明責任についても、「法律効果の発生要件と密接に結びつくことから、その性質上、実体法の問題として捉えられ、実体関係の準拠法であるドイツ法に依る」とし、他方、「表見証明」ないし「一応の推定」については、「自由心証の原則と同じく訴訟法的性格を有するものであると解される」として、法廷地法である日本法を準拠法とし、不法行為責任については、ドイツ法と日本法を重畳適用した（義務違反と損害発生との間の因果関係を否定して原告の請求を棄却した）。この判決が証明責任を抵触法上、実体法に属するとした点は、エリー法理に関する合衆国最高裁判例（上記ダンラップ判決、パーマー判決）と同旨である。

*48 詳細については、澤木敬郎ほか編・国際民事訴訟法の理論1頁以下〔澤木敬郎（1987）、澤木敬郎「手続と実体の性質決定」国際私法の争点〔新版〕214頁以下（1996）、櫻田嘉章『「手続は法廷地法による」の意義』同書216頁以下（1996）、木棚照一ほか・国際私法概論〔第5版〕324頁以下（2007）、櫻田嘉章ほか編・注釈国際私法第1巻32頁以下〔横溝大〕（2011）参照。

*49 なお、明治23年制定の旧法例13条1項は、「訴訟手続ハ其訴訟ヲ為ス国ノ法律ニ従フ」と定めていた。

*50 評釈として、櫻田嘉章・国際私法判例百選〔新法対応補正版〕88頁以下〔植崎みどり〕（2007）がある。

さらに、東京地判平23.3.10判タ1358号236頁は、日本法人とモナコ公国との間の損害賠償請求訴訟において、仲裁合意の準拠法についてはモナコ公国法によるとの黙示的合意の存在を認め、仲裁合意の主張が権利の濫用となるか否かを判別する場合の準拠法については手続法の問題として法廷地法によるとし、権利濫用の事実を否定して仲裁合意の妨訴抗弁を採用した。

ある法規が実体法であるか、手続法であるかの性質如何によって法律関係が異なってくる場面として、このほかに時際法の問題があるとされる^{*51}。最三小判平10.4.28民集52巻3号853頁、判タ973号96頁^{*52}は、外国判決（香港高等法院による訴訟費用負担命令）の承認について同年に施行されたばかりの民訴法118条を適用した。実体法は、原則として遡及適用されないが、手続法は、施行前に生じた事項に適用される（わが国の民訴法附則3条本文参照）。

訴訟上の和解について錯誤、解除等、民法の規定の適用があるか否かは、民訴法の教科書等で良く取り上げられる論点である^{*53}。最一判昭33.6.14民集12巻9号1492頁^{*54}は、代物弁済を内容とする訴訟上の和解について錯誤による無効を理由とする期日指定の申立てによる口頭弁論の続行を認めた。しかし、最一小判昭43.2.15民集22巻2号184頁^{*55}は、宅地の売買を内容とする訴訟上の和解について代金不払いを理由に和解契約を解除しても和解による訴訟終了の効果に影響を及ぼさず、前訴と控訴が二重起訴になるものではない旨判示する。

*51 兼子一・実体法と訴訟法7頁以下（1957）参照。

*52 評釈として、櫻田嘉章ほか編・国際私法判例百選〔新法対応補正版〕192頁以下〔道垣内正人〕（2007）がある。平10最判解説（民）（上）450頁以下〔河邊義典〕参照。

*53 高橋宏志・重点講義民事訴訟法上〔第2版〕769頁以下（2011）など。

*54 昭33最判解説（民）160頁以下〔三淵乾太郎〕参照。

*55 昭43最判解説（民）183頁以下〔奥村長生〕参照。

*56 例えば、請求の対象が私法上のものか、あるいは公法上のものかにより、民訴法と行訴法のいずれが適用されるかが分かれる。大阪国際空港供用差止請求事件に関する最大判昭56.12.16民集35巻10号1369頁、昭56最判解説（民）659頁以下〔加茂紀久男〕参照。

他にも適用法規の法性如何が問われる事柄は多くあるが^{*56}、エリー法理の問題から大きく離れるので、これ以上論じない。

V 結 語

エリー法理は1938年以降、アメリカの連邦制度の下において州の裁判所で得られる筈の裁判結果と州籍相違を理由として連邦裁判所で得られる裁判結果に差違が生じないようにするため（すなわち、フォーラム・ショッピングを防止するため）、実体法については法廷地の衝突法により定まる州法を適用し、手続については法廷地法によるものとするものである。しかし、対象事項が実体と手続のどちらかに属するかの判断が難しい場合が多く、表面的には手続法に属すると見られる事項が、出訴期限や証明責任などのようにそれを適用することによって実体的効果が大きく異なってくるものは、エリー法理上、実体法に準じて扱われる。しかし、出訴期限を遵守したか否かは、送達手続など、手続法理により支配される面がある。エリー法理上の識別基準として現れた結果決定基準、衡量基準なども一義的に明確なものではない。その結論は、時の合衆国最高裁判事の組み合わせによって場当たりに決まってきたとの印象さえ受ける。本稿で取り上げたシェイディ・グローヴ事件においても、評議が5対4の僅差で決められたばかりでなく、法廷意見に付された意見が反対意見の一部に賛成しているため、これにより今後の判例の動向を予測することは難しいと言わなければならない。しかし、スウィフト判決（1842）からエリー判決（1938）への大転換のようなことは当面、起きないものと思われる。

アメリカ法におけるエリー法理は、単に連邦制度の下で州法と連邦法の役割分担を決める法理として作用するだけでなく、実体と手続を区別して適用法を決める国際私法にも通じており、わが国の涉外民事訴訟事件においても通用する問題である。エリー法理の今後の展開を注意深く見守りたい。